

越川教授退職記念号発刊によせて

本学法学部教授越川純吉先生は、昭和六二年三月末日をもって定年退職されました。わが法学会は、教授会決議にもとづき、ここに退職記念号を発刊いたすことになりました。ささやかながら本誌から、われわれの心からの感謝と惜別の情をお汲みとりいただきたいと存じます。

越川先生は、明治四四年に平壤市郊外に御生れになり、京城帝国大学法文学部法学科を御卒業ののち、長い裁判官生活に入られました。先生が、法律実務のみならず、学問研究になみなみならぬ御熱意を持っておられましたことは、裁判官生活の間にも、名古屋大学、愛知大学、南山大学、愛知学院大学などの諸大学で講師として民事訴訟法、国際私法などの講義や演習を担当してこられたことからもうかがい知ることができます。先生は裁判官を御退官ののち、名城大学法学部教授をへて、昭和五三年四月わが法学部および大学院法学研究科の専任教授とられました。本学における先生の御活躍は、『中京法学』に載っている多数の論文、翻訳等々からもうかがわれます。先生は、今でも定年を迎えられたとはとても思えないほどお若いのでありますが、本学御着任の頃は一層お若く、当時私は組合の執行委員をしておりましたが、ひとつ先生にも組合にお入りいただこうか、ともう一人の執行委員と相談したほどであります。このことは、結局われわれが先生をお誘いしなかつたため実現しませんでした。当時若い先生方を中心に活発な活動をしていた組合に入られても少しも不自然に思われない程、先生はお若かったのであります。先生が、今後ともますますお元気で、ますますお若く、学問の発展のために御尽力下さるよう祈ってやみません。

一九八七年九月吉日

法学部長 丸 山 敬 一